

## 第5回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日時：平成26年7月22日（火） 午後1時30分～午後3時30分

場所：藤枝市役所 5階 大会議室

**議 事：（1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）  
についてから**

**（3）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について  
（資料1～資料3に基づき事務局が説明）**

委員： 資料2の9ページ第29条第1項第2号について乳児室が1人あたり3.3㎡となっているが国の基準では1.65㎡ではなかったか。また第18条に家庭的保育事業は健康診断を年に2回行うとなっているが、小規模保育事業の方に規定はしないのか。同じく、第8条の災害訓練も小規模保育事業には規定がないようだがどうするのか。

事務局： 家庭的保育事業者等の「等」に小規模保育事業や事業所内保育も含まれているため、健康診断や災害訓練も規定されていることになる。第2章の第23条以降からが個別の規定になるので、小規模保育事業にも健康診断や災害訓練は規定されているという事になる。乳児室についても、官報を確認したが3.3㎡と規定されていた。

委員長： 第1章は総則なので、4類型の事業全てにかかるという事ですね。

委員： 前回の会議では、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業は別々の条例（案）で、今回1つにまとめた経緯は何か。

事務局： 2つの基本理念や一般原則が重複する点や準用項目がある点から、法規担当と調整した結果、1つにまとめた方がよいということになった

委員： 放課後児童クラブについて、現状ではどのくらいのクラブが1.65㎡の基準をみたしていないのか。また未就学児が増加しているという事で、数年の間には小学校に入学してくるが、その対応策はあるか。

事務局： 基準を満たしていないクラブは19か所中6か所ある。しかし、その6か所は現段階で4年生以上を預かっているところもあり、地域性も考慮して弾力的に受け入れている。確保策については、今後の児童数推計をもって関係機関と協議していく。

委員： 資料3の第11条の専用区画の考え方を教えて欲しい。6年生まで受け入れるという事で、クラブを年齢で分ける等は運営側で判断しても構わないのか。

事務局： 専用区画については、遊び・生活のスペース、静養のスペースを含めて考える。また、6年生まで受け入れる事についてどのような運営方法が適しているか協議をしていきたいと考えている。

委員： 同じく資料3の第8条第2項で災害訓練を定期的に行うとあるが、最低年何回等の考えはあるか。

事務局： 国から留意事項の通知が出ていて、少なくとも年2回以上実施することが望ましいとなって

いる。

委員： 放課後児童クラブ1つあたり40人以下とするとの事だが、現状で40人を上回っているクラブがある。現場の声として、大人数のクラブだと目が行き届かなかつたりするので、小規模を望む声が指導員の中で挙がっている。

事務局： 支援の単位の40人以下については条例で定める事項なので、設備的に70名定員のところでは2つに分けて対応という事になるかと思う。

委員： 経過措置の5年があるのはわかるが、現状で現場からの問題をすぐに解決しようというものはないのか。

事務局： 改善出来る事項については随時対応するよう努めなければならないと考えている。経過措置は今回の制度改正によって拡大された6年生までの受け入れについて面積や指導員等の問題を5年以内に対応するものである。

委員： 今まで実際に挙げた問題で対応したものは何かあるか。

事務局： 利用者の声によって長期休暇期間の開所時間を8時から7時30分にしたり、待機児童が発生していたクラブの施設整備等の対応をしている。

委員長： 条例は今後の話しになるが、利用者とするれば今の対応が重要になるので、事務局も大変かと思うが、現状改善にも対応をお願いしたい。

委員： 一般的に条例の改正や廃止等の手続はどのようにするのか。

事務局： 一部を改正する条例や廃止をする条例を議会に上程をする。

委員： 条例の中で、藤枝市独自の項目はあるか。国の基準に従ったものか。

事務局： 基本理念や暴力団排除項目については、藤枝市の独自項目になります。また資料1の第33条については、国の条文を時系列で整理し、修正をした。資料3については、経過措置の部分を加えている。

委員長： 今後は、9月議会上程に向けて事務局に作業を進めてもらう事になる。委員からの質問等があれば対応をお願いしたい。

#### **議 事：(4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について**

##### **(資料4に基づき事務局が説明)**

委員長： 提供区域の設定について事務局から説明があったが、本日は資料の3ページ目の3案から最終的に決定したい。各委員には意見をお願いしたい。

委員： 比較検討するのに何を持って検討すればよいのか。

事務局： 青島をどうするのが、大きな焦点となる。

委員： 児童クラブの土曜日開所の圏域は、対象児童数も勘案して作成した。青島を南北で分けるC案よりは、青島を1つのブロックとするB案が妥当ではないか。

委員： この区域設定というのは何年も続くものなのか。人口分布の移動により変更のあるものなのか。また今後、子どもの人口が一番伸びている地区等はわかるか。

事務局： 5年間の整備計画を立てていくので、その間の区域設定とご理解いただきたい。子どもの推計人口等は今後、整備計画を立てていく中でお示しする。

委員長： 前回の会議資料の中にC案の地区割の人口データ若しくは近い数値はなかったか。

事務局： 前回の会議の資料4-2が地区別のデータだが、青島を南北に分けたものはない。

委員： 青島の数字をすぐに出すことは出来ないのか。

事務局： 地区の人数はすぐに出せるが、南北の数字は難しい。

委員： 自治会を考えると青島を分けるというのはどうかと思う。

委員： 人口で考えるのか、地域で考えるのか事務局の意見はあるか。

事務局： 整備計画の為の区分けなので、地理的条件や交通事情を勘案した区域設定としたい。数字は後からついてくるものと考えている。

委員： 児童クラブの圏域と同じにした方が、計画が立てやすいのではないか。

委員： 自治会の単位は大事だと思う。やはり南北に分けることに抵抗がある。B案が妥当ではないか。

委員： 同じ小学校区が違う区域になるよりも1つの区域の方が、地域住民もわかりやすいのではないか。

委員： この区域設定は幼稚園の定員に影響を与える可能性がある。B案にした時に小さな幼稚園に影響が出なければよいが。

事務局： 提供区域毎に保育の必要量を算出し、いかに整備していくかが課題。どの区域にしても保育ニーズは足りていないと考えられ、逆に幼児教育ニーズは充足している。保育の確保策を考える際に、幼稚園を無視して進めることは考えていない。まずは、幼稚園に認定こども園化の話を見せてもらいたい。どうしても出来ないとなった場合に別の方策を考えていく。

委員長： 各委員から概ねB案で良いとの意見をいただいたが、よろしいか。また放課後児童クラブについても4圏域でよろしいか。

一同： (同意)

委員長： それでは、提供区域について委員の同意を得たという形で結論とさせていただきます。

## 議 事：(5) 保育の必要性の認定について (資料5に基づき事務局が説明)

委員長： 保育認定に係る就労時間の下限時間を64時間とすることについて、意見をお願いしたい。

委員： 現状が80時間を目安にしているということで、保育所に入れる基準が下がることは働く女性にとっては良いことだと思う。時間の話ではないが、認定の基準にあった求職活動を継続的に行っているとはどういうことか。

事務局： ハローワーク等で継続的に求職活動をしていることが何らかの書類で確認出来ればと考えている。

委員長： 下限時間が変更になる可能性はあるのか。

事務局： 国の施行規則の48時間から64時間という部分に変更になったり、64時間とすることが藤枝市の実態と合致していなければ改正することも考えられる。

委員長： 他に意見が無ければ、現段階では下限時間について64時間とすることでご理解いただきたい。

**議 事：(6) 藤枝市の子育てを取り巻く状況**

**(資料6に基づき事務局が説明)**

委員長：こちらについては今後データが増えていくということで、次回以降の資料で意見等いただければと思います。

(15:30 議事終了)